

富良野市企業振興促進条例（案）

昭和62年12月11日条例第17号

改正 平成7年9月26日条例第23号

平成18年12月22日条例第39号

（目的）

第1条 この条例は、本市における産業の振興を促進するため、市内に事業所等を新設又は増設する法人又は個人（以下「事業者」という。）に対し必要な助成を行い、もって本市経済の発展及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 事業所等 次に掲げる事業所及び観光施設をいう。

ア 事業所 規則に定める業種に属する事業の用に供すると認められる土地及び建物（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までの減価償却資産を含む。）をいう。

イ 観光施設 規則に定める施設であつて、その事業の用に供すると認められる土地及び建物（所得税法施行令第6条第1号から第7号までの減価償却資産を含む。）をいう。

（2） 新設 次に掲げる場合をいう。

ア 市内に事業所等を設置していない事業者が、市内に新たに事業所等を設置する場合

イ 市内に事業所等を設置している事業者が、異種の事業を行うために、事業所等を市内に新たに設置する場合

（3） 増設 次に掲げる場合をいう。

ア 市内に事業所等を設置している事業者が、同種の事業を拡大するため、当該事業所等を拡張し、又は市内に新たに事業所等を設置する場合

イ 市内に事業所等を設置している事業者が、当該事業所等の全部又は一部を廃止し、事業所等を増改築することにより、建築延べ面積が増加した場合

（4） 基準年度 新設又は増設した事業所等が、対象となる施設が操業を開始した以後最初に固定資産税を賦課されることとなった年度又は新たに雇用された従業員が1年を超えて継続していることを確認した年度のいずれか遅い年度をいう。

（5） 固定資産 土地及び建物（所得税法施行令第6条第1号から第7号までの減価償却資産を含む。）のうち、事業所等の事業の用に供すると認められるものをいう。

（6） 固定資産税等 富良野市税条例（昭和41年条例第91号。）に基づき、市が事業所等に課する固定資産税及び都市計画税をいう。

（7） 固定資産評価額 地方税法（昭和25年法律第226号）第381条の規定により、市の固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格をいう。

（補助の対象及び指定）

第3条 第1条の助成は、次の各号の全てに該当する事業所等で、その設置によって本市における産業の振興、育成と高度化に寄与し、かつ、公害を防止するための適切な措置が講ぜられた施設を新設、又は増設したものに対し行うものとする。

（1） 新設又は増設した事業所等の固定資産評価額が、2千万円以上の場合

- (2) 新設又は増設に伴い新たに雇用された従業員数が3人以上、かつ、そのうち本市に住民登録がある者が2人以上である場合。ただし、都市計画区域内から市が指定する地域に移設する工場等については、この限りでない。
- 2 補助金の交付を受けようとする事業者は、規則の定めるところにより市長に申請し、補助金交付対象事業者の指定を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、指定を受けようとする事業者が市税の滞納がないことを確認し、かつ申請内容が本条第1項の規定に該当し、本市の産業振興に寄与するものと認めるときは、補助の指定をするものとする。
- 4 過去において、この条例により増設に係る指定を受けた事業所等は、指定を受けることができない。

(補助金の交付等)

第4条 市長は、前条第3項の規定により補助の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、次の各号に定める期間、当該各号に定める額以内の補助金を交付するものとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する事業所等を新設する場合、当該事業所等に係る固定資産税等に2分の1を乗じて得た額の範囲内で、基準年度から6年間補助金を交付するものとする。ただし、補助金の合計額が1億円を超えるときは、1億円を限度とする。
- (2) 前条第1項第1号に規定する事業所等を増設する場合、当該事業所等に係る固定資産税等に2分の1を乗じて得た額の範囲内で、基準年度から3年間補助金を交付するものとする。ただし、補助金の合計額が1億円を超えるときは、1億円を限度とする。
- (3) 前条第1項第2号の規定により、新たに雇用された従業員数のうち本市に住民登録がある者の数に規則に定める金額を乗じて得た額の範囲内で、基準年度に限り補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする指定事業者は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に際して条件を付することができる。

(援助、協力)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付のほか、立地を行おうとする者に対して、公的関連施設の整備その他必要と認める事項について便宜を図るよう努めるものとする。

(地位の承継)

第6条 指定事業者の地位は、相続、合併、分割又は事業の譲渡により、事業所等の承継があつたときは、承継人は市長に承認を受けなければならない。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取消すことができる。

- (1) 指定の要件を欠くこととなつたとき。
- (2) 指定に付された条件に違反したとき。
- (3) 事業所等の操業を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 市税等を一年以上滞納したとき。ただし、分納誓約等をし、これを履行している事業者は除く。
- (5) 偽り、その他不正の手段により指定を受けたとき。

2 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
 - (2) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (審査委員会)

第8条 この条例適用の公正を期すため、富良野市企業振興促進条例適用審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会の組織及び運営については、市長が定める。
- (報告)

第9条 市長は、指定事業者に対して、操業、雇用状況等について報告を求めることができる。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 富良野市工場誘致条例（昭和41年条例第52号）は、廃止する。

附 則（平成7年9月26日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第39号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の富良野市企業振興促進条例第3条第2項の規定に基づき、指定の申請を行い補助の指定を受けた者は、なお従前の例による。

附 則（令和●年●月●日条例第●号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の富良野市企業振興促進条例第3条第2項の規定に基づき、指定の申請を行い補助の指定を受けた者は、なお従前の例による。